

全L協保安2第2号  
令和2年4月6日

正 会 員 各位

(一社) 全国LPガス協会

パロマ工業(株)による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する  
調査に係る対応について (お願い)

標記につきまして、経済産業省より別紙のとおり周知依頼がありました。

概要は、平成20年よりパロマ製の回収対象機種<sup>①</sup>の調査結果を経済産業省へ毎月FAXで報告を求めていた件について、今後は、経済産業省への報告については不要とするものです。(不要となる報告書は、【参考】を参照)。

ただし、今後も点検・調査時等に回収対象機種の確認を行い、発見された場合は使用禁止の措置を講ずるとともに、パロマ工業(株)に連絡を入れることは継続してお願いいたします。

なお、都道府県行政の要請により、同趣旨の報告を都道府県行政に行っている場合については、その報告の停止をお知らせするものではありません(あくまで、経済産業省への報告を今後は不要とするというお知らせです)。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

【参考】

○供給開始時点検・調査、定期消費設備調査実施状況報告

以 上  
発信手段：Eメール  
保安部：高木、渡辺、橋本

# 別紙

## 経済産業省

2020産ガ安第6号  
令和2年3月30日

一般社団法人全国LPガス協会  
会長 秋元 耕一郎 殿

経済産業省産業保安グループ  
ガス安全室長 月舘 実



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査に係る対応について

平成20年8月22日付け平成20・08・21原院第4号をもって要請したパロマ工業株式会社製ガス瞬間の点検・回収等に関する調査と協力については、毎月の調査件数等の報告を求めていたところ、点検・回収対象機種が発見件数の状況を鑑み、経済産業省への報告については終了とし、平成20年8月22日付け平成20・08・20原院第4号は廃止します。

他方、点検・回収対象機器の発見は液化石油ガス販売事業者の消費設備調査が契機となることを踏まえ、国民の安全を確保する観点から、下記の対応について改めて周知いたします。

### 記

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく消費設備調査は、平成19年3月13日付け平成19・02・26原院第1号で定めた「強制排気式の燃焼機に係る具体的な調査方法について」に基づき実施すること。
2. 上記1. を含め、対象機種を発見した場合には、使用禁止の措置を講ずるとともに、その旨を速やかにパロマ工業株式会社に通知すること。また、需要家から対象機種の点検・回収要請等の際には、パロマ工業株式会社と緊密に連携し、迅速かつ適切な対応を行うこと。



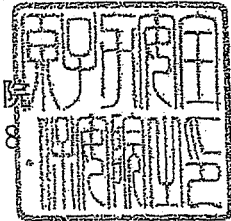
# 経済産業省

平成20・08・21原院第4号

平成20年8月22日

パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力の継続について（要請）

経済産業省原子力安全・保安院  
NISA-278b-08-08



原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、「パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力について（要請）（平成20年6月25日付け平成20・06・24原院第4号）」により、液化石油ガス販売事業者に対し、需要家の消費機器に関する情報の再点検等を要請し、報告を受けたところですが、今後ともパロマ工業株式会社（以下「パロマ工業」という。）製の点検・回収対象機種（以下「対象機種」という。）が長期不在、閉栓・休止中等の需要家から発見される可能性があります。

このため、当院は、国民の安全を確保する観点から、当院所管の液化石油ガス販売事業者に対して下記の対応を求めることとし、各都道府県に対しても、所管の液化石油ガス販売事業者へ同様の対応を要請することを求めることとする。

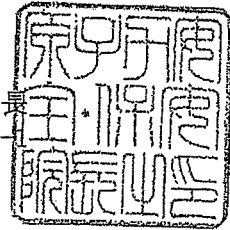
## 記

- ①開栓中の需要家、特に長期不在等の需要家については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）に基づく定期消費設備調査を行う際、②閉栓・休止中の需要家については、液石法に基づく供給開始時点検を行う際に、対象機種の発見に万遺漏無きを期すこと。  
また、毎月の調査件数等について、別に通知する様式により当院に報告すること。
- 上記を含め、対象機種を発見した場合には、使用禁止の措置を講じるとともに、その旨を速やかにパロマ工業に通知し、あわせて当院に報告すること。また、需要家からの対象機種の点検・回収要請等の際には、パロマ工業と緊密に連絡し、迅速かつ適切な対応を行うこと。

# 経済産業省

平成19・02・26原院第1号  
平成19年3月13日

原子力安全・保安院長  
NISA-241a-06



## 強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について

ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第108条第12号及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第44条第1号ムについては次のとおり運用することとし、平成19年4月1日から施行する。

### 記

- 次の各号のすべてに該当するときは、ガス事業法施行規則第108条第12号及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第44条第1号ムに基づき、ガスを燃焼した場合において正常に燃焼器から排気が排出されることが確認されたものとみなすこととする。
  - 別添1. に定める通電時検査に合格していること
  - 別添2. に定める停電時検査に合格していること（パロマ工業株式会社製PH-8号CF、PH-10号CF及びPH-12号AFに限る。）
  - 当該燃焼器に別図に示すステッカーが貼付されていること（株式会社陽栄製作所製S8S7、S8S7B、S8S8、S10S7、S10S7B、S10S8、S13S7、S13S7B、及びS13S8に限る。）
1. に定める基準に適合していることが確認された場合は、当該燃焼器にステッカーを貼付することなどにより、当該燃焼器を使用する際には必ず電源プラグをコンセントに差し込んで使用する旨を注意喚起すること。
1. に定める基準に適合していないことが確認された場合は、当該燃焼器の使用者に対し、当該燃焼器を使用しないように要請するとともに、次に掲げる者に速やかに連絡すること。


製造した者	連絡先
パロマ工業株式会社	パロマ工業株式会社 CS部 お客様相談室 電話：052-824-5145
株式会社陽栄製作所	株式会社ハーマンプロ ハーマン修理受付センター 電話：0120-38-8180 お客様センター 電話：06-4804-8614
リンナイ株式会社	リンナイ株式会社 リンナイお客様センター 電話：0120-054-321
鳥取三洋電機株式会社	三洋電機株式会社 お客さまセンター 電話：0120-34-3958

- パロマ工業株式会社製PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F及びPH-161Fについては、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第82条に基づく緊急命令が発出されていることを踏まえ、当該燃焼器を使用している者に対し、当該燃焼器を使用しないように要請するとともに、速やかにパロマ工業株式会社に連絡し、回収を依頼すること。

《ご注意》

- ガス湯沸器の電源プラグは抜かないでください。
- 停電時にはガス湯沸器を使用しないでください。
- 使用中、排気ファンが回転しない場合やバーナーの炎が消えたときは、すぐにガス湯沸器の使用をやめ、下記へご連絡ください。

(株)ハーマン 修理受付センター

 0120-38-8180

(24時間受付)

EN96

## 1. 通電時検査要領

通電時検査の手順は次に掲げるとおりとする。

手順① 電源プラグがコンセントに差し込まれているかを確認する。

手順② 器具のガス栓ツマミを「点火」の位置まで押しながら回し、パイロットバーナーに点火させたのち、更にガス栓ツマミを「開」の位置まで回した後、給湯栓を開き、お湯を出す。（メインバーナーに点火）

手順③ 15秒以上経過後、器具のガラー部（パロマ工業株式会社製PH-12号AFの場合は、器具上部のバフラー開口部）に手をかざし熱気（排気あふれ）の有無を確認する。なお、排気あふれにより火傷しないように十分注意する。

判定基準：手順③において熱気がなければ合格とする。

## 2. 停電時検査要領

停電時検査の手順は次に掲げるとおりとする。

手順① 給湯されているの状態のままコンセントから電源プラグを外し、瞬時に消火することを確認する。

手順② 給湯栓を閉じ、器具のガス栓ツマミを「止」の位置まで戻し、消火を確認する。

手順③ コンセントから電源プラグを外したまま、上記1. 手順②の方法によりメインバーナーに点火しないことを確認する。

手順④ 電源プラグをコンセントにしっかりと差し込む。

判定基準：手順①において瞬時に消火するとともに、手順③においてメインバーナーに点火しなければ合格とする。

# 参考

別紙1

送付先:

FAX番号: \_\_\_\_\_

## 供給開始時点検・調査、定期消費設備調査実施状況報告

(平成 年 月実施分)

平成 年 月 日

平成20年8月22日付けNISA-278b-08-08により要請のあった標記の件について、下記のとおり報告します。

事業者名:

(登録番号: \_\_\_\_\_)

担当者名:

住所:

連絡先(TEL):

連絡先(FAX):

参考: 液化石油ガス販売消費者数 約 \_\_\_\_\_ 件

	実施件数 (メーター先数)	左記件数のうち、点 検前空家・空室であ った件数(新築を除く)	点検・回収対象機器 が見つかった件数及び 台数(台)
供給開始時点検・調査 (他社からの受託分を除く)	件	件	件 台
定期消費設備調査 (他社からの受託分を除く)	件		件 台

(注)

- ① 事業者単位で報告すること(支店、営業所の内訳は不要)
- ② 登録番号欄は、液化石油ガス販売事業者証の登録番号を記載し、番号の前に登録行政庁を記載すること。
- ③ 供給開始時点検・調査、定期消費設備調査件数については、自社の販売先に係る件数(保安機関に委託している件数を含む)を記載すること。
- ④ 調査実施翌月の10日までに報告すること。
- ⑤ 点検・回収対象機器が発見された場合には、当該機器の使用禁止措置を講じるとともに、パロマ工業(株)に速やかに連絡すること。また、本院対しても発見の都度別紙2の様式にて連絡すること。